

「議 第1号」

行田市水道事業と行田市南河原地区 簡易水道事業との統合（案）

【行田市水道事業運営審議会 資料】

平成28年5月26日（木）
行田市 都市整備部 水道課

1 水道事業の変遷と動向

◆創設事業：昭和32年度

計画給水人口 : 30,000人
計画一日最大給水量: 6,300 m³/日

◆第2期拡張事業：昭和49年度

計画給水人口 : 62,500人
計画一日最大給水量: 28,750 m³/日

◆第4期拡張事業：平成4年度

計画給水人口 : 93,000人
計画一日最大給水量: 50,100 m³/日

◆平成18年1月1日

旧南河原村と合併

※ 水道事業と簡易水道事業の
2事業で経営

◆第1期拡張事業：昭和42年度

計画給水人口 : 48,000人
計画一日最大給水量: 14,400 m³/日

◆第3期拡張事業：昭和54年度

計画給水人口 : 80,000人
計画一日最大給水量: 40,000 m³/日

◆南河原創設事業：平成5年度

計画給水人口 : 4,600人
計画一日最大給水量: 1,960m³/日

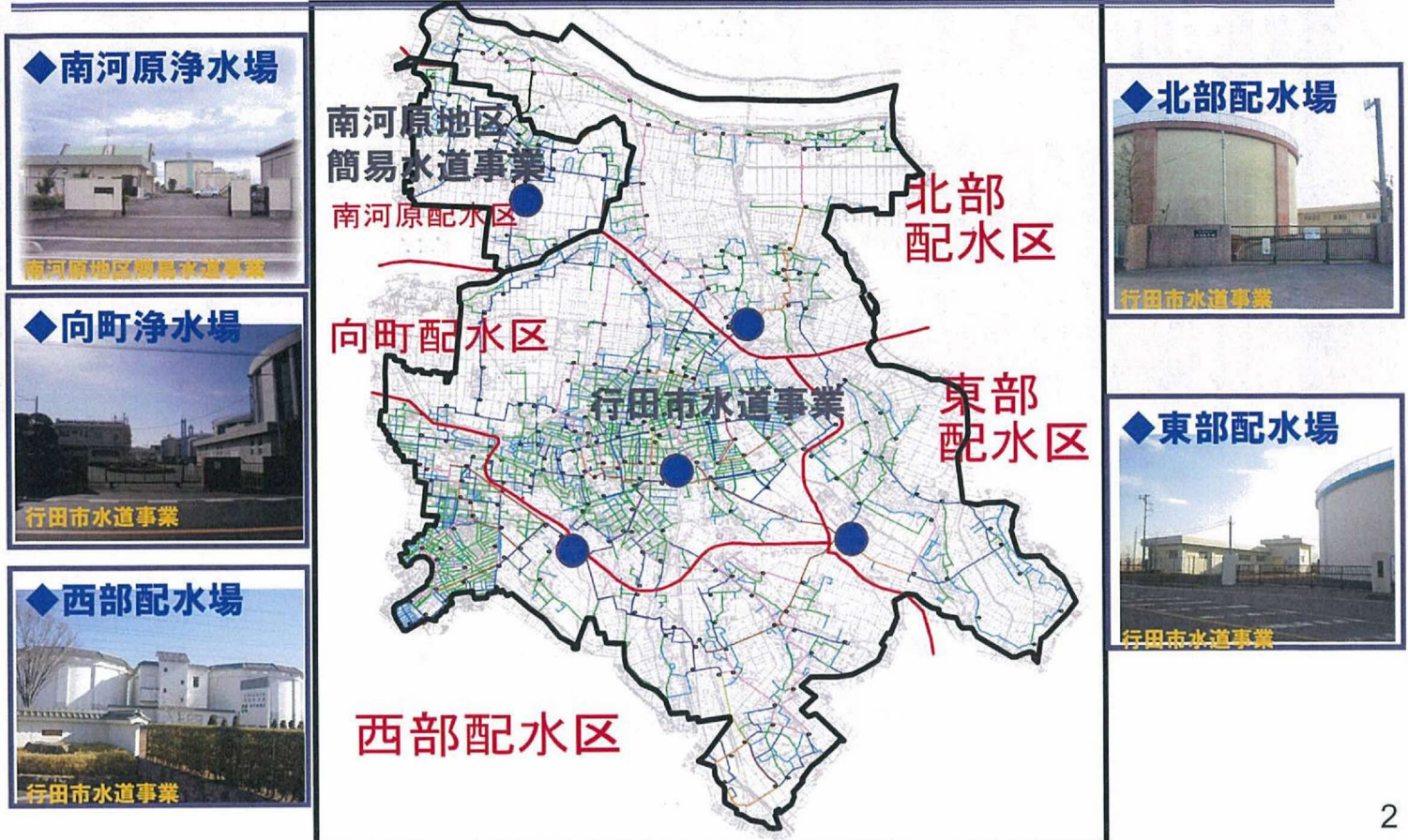
平成27年1月27日付総務大臣通知

【公営企業会計の適用の拡大について】

簡易水道事業を重点事業として位置付け

集中取組期間：H27～H31年度

2 浄水場・配水場及び配水区域【平成28年度現在】



2

3 行田市水道事業と南河原地区簡易水道事業の比較

出典：水道事業概要（H26末現在）

	給水人口 (人)	年間総 配水量 (千m ³)	年間水道 使用料 (千円)	決算額 (百万円)	企業債 残高 (百万円)	会計 経理
行田市 水道事業	78,052	9,698	1,407,095	2,318	5,727	特別会計 企業会計 (複式簿記)
南河原地区 簡易水道事 業	3,102	403	57,649	126	964 (H5~H8 創設事業)	特別会計 官公庁会計 (単式簿記)
計	81,154	10,101	1,464,744	2,444	6,691	2種類の経理による 事務処理
割合 (南/計)	3.8%	4.0%	3.9%	5.2%	14.4%	

■ 現在の事務効率化の取組み（H26末現在）

1) 施設維持管理業務	3,681千円	
2) 料金徴収業務	864千円	
3) 給配水管維持管理業務	1,484千円	
		計 6,029千円

3

4 統合の背景・目的及びメリット

◆背景及び理由

【背景】

- ・行田市水道ビジョン（H19～H28）での位置づけ
- ・H27総務大臣通知による公営企業会計への適用拡大
- ・簡易水道事業は規模が小さいため、経営基盤が脆弱

【目的】

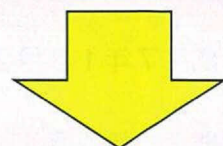
- ・水道事業の効率化と行田市水道事業の経営基盤の強化
- ・効率化によるサービス水準の向上

水道事業と簡易水道事業が混在

会計の複雑化

管理の複雑化

不効率な施設整備 など



◆統合（簡易水道事業の全部譲り受け）によるメリット

1 安定した事業経営

→水道事業規模の拡大・計画的な更新事業費の確保

2 効率的な施設整備

→市全域で配水区域の見直し（効率的な水運用）が可能

→向町浄水場の負担軽減

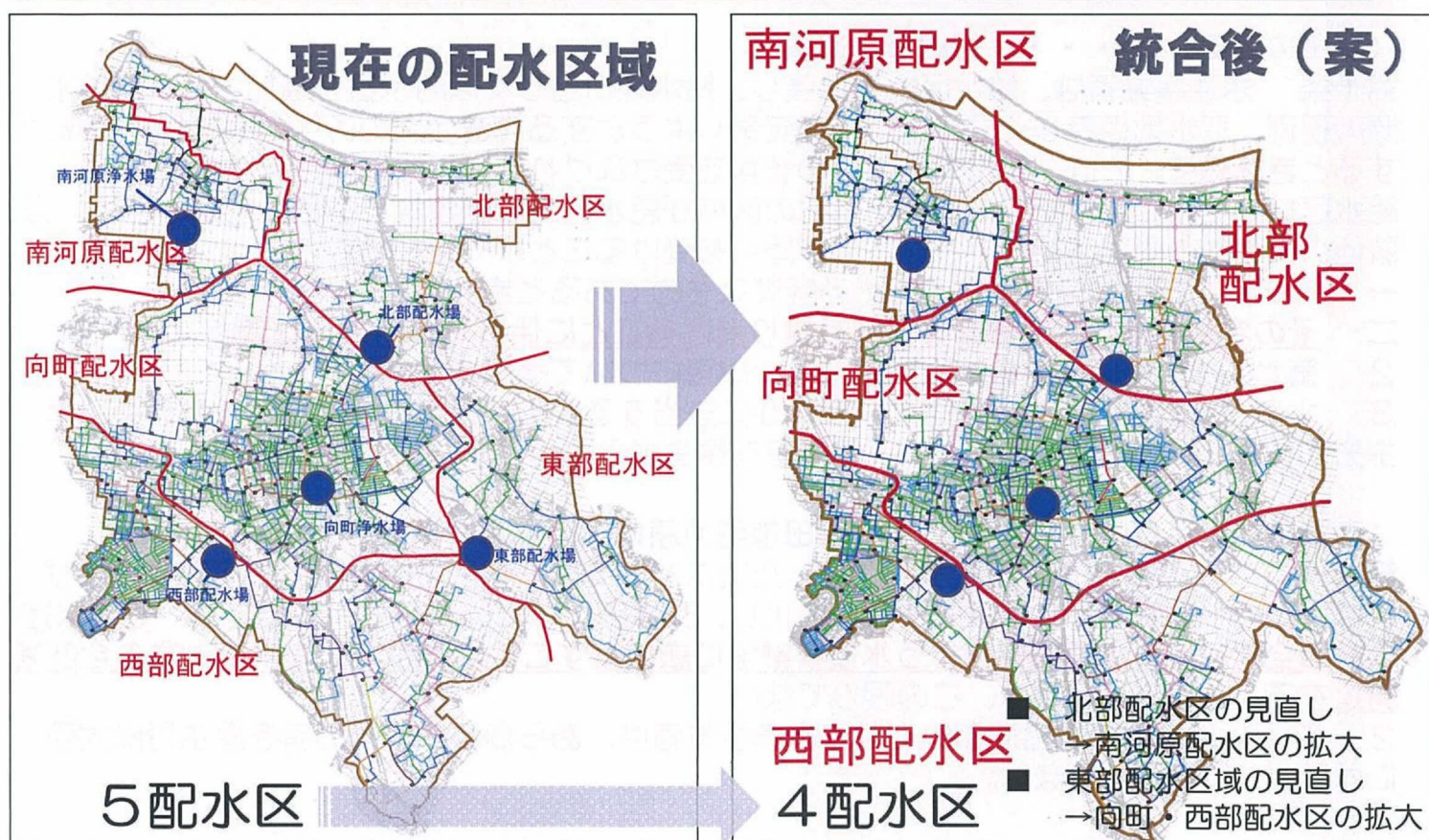
→更新事業費の削減

3 事務の効率化

→経理事務一元化（企業会計）による事務の軽減と責任の明確化

効率的な施設整備
安定した事業経営

5 現在の配水区域及び統合後の配水区域（案）



6 統合に向けた経緯及び今後のスケジュール

No.	年月日	内容	備考
①	平成18年1月1日	旧南河原村と合併	
②	平成20年4月1日	南河原簡易水道事業の水道料金の改定及び料金徴収システムを統一	水道料金を行田市水道事業に統一
③	平成26年12月17日	第1回庁内統合検討会	水道ビジョンに基づき統合を進めることで方針決定
④	平成27年12月24日	第2回庁内統合検討会	統合に伴い配水区域を見直すことで方針決定
⑤	平成28年2月	施設整備計画の策定	配水区域の見直し検討 統合後の財政計画の検討
⑥	平成28年5月26日	運営審議会「諮問」	統合(案)について
⑦	平成28年6月(予定)	審議会会長から市長へ「答申」	
⑧	平成28年12月(予定)	関係条例の廃止・改正 統合後の平成29年度予算編成	議会上程
⑨	平成29年1月(予定)	水道事業変更届出(水道法10条) 簡易水道廃止届出(水道法11条)	厚生労働省 埼玉県生活衛生課
⑩	平成29年3月31日(予定)	特別会計打ち切り決算	南河原簡易水道事業
⑪	平成29年4月1日(予定)	新水道事業スタート	

6

参考:水道法(抜粋) P.6スケジュール⑨手続き関係

(事業の変更)・・・行田市水道事業

第十条 水道事業者は、給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき(次の各号のいずれかに該当するときは除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。この場合において、給水区域の拡張により新たに他の市町村の区域が給水区域に含まれることとなるときは、当該他の市町村の同意を得なければ、当該認可を受けることができない。

一 その変更が厚生労働省令で定める軽微なものであるとき。

二 その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

2 第七条から前条までの規定は、前項の認可について準用する。

3 水道事業者は、第一項各号のいずれかに該当する変更を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(事業の休止及び廃止)・・・行田市南河原地区簡易水道事業

第十一条 水道事業者は、給水を開始した後においては、厚生労働大臣の許可を受けなければ、その水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、その水道事業の全部を他の水道事業を行う水道事業者に譲り渡すことにより、その水道事業の全部を廃止することとなるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、水道事業者は、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

7